

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和元年9月17日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：ダイレックス北鹿島店

所在地：佐賀県鹿島市大字中村2018番地1 外4筆

(2) 変更した事項

・大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称)ダイレックス鹿島中村店

(変更後)ダイレックス北鹿島店

・大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社九州リースサービス 代表取締役 藤丸 修

(変更後) 株式会社九州リースサービス 代表取締役 古賀 恭介

(変更前) 株式会社九州リースサービス 代表取締役 古賀 恭介

(変更後) 株式会社九州リースサービス 代表取締役 礪山 誠二

・大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

(3) 変更の年月日

・大規模小売店舗の名称

平成27年11月18日

・大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成28年6月29日

令和元年6月27日

・大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

令和元年5月1日

2 届出年月日

令和元年9月6日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部経営支援課

(2) 縦覧期間

令和元年9月17日から

令和2年1月17日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部経営支援課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。